

## 消防防災研究助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が行う消防防災用設備等の研究・開発（以下「研究等」という。）のための事業に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付手続きを定めることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、法人若しくは法人で構成されている団体又はグループで消防防災に関する研究等の事業（その内容に公共性及び独自性を有するものであって、その事業の成果が2年以内に期待できる計画のものとする。）を実施する上で十分な資金力と研究体制を有し、積極的に取り組もうとする者とする。

(交付対象及び助成金の額)

第3条 安全センター理事長は、次に掲げる研究等の区分により、研究等に直接要する経費（以下「助成対象経費」という。）に対して助成金を交付するものとする。ただし、交付対象となる研究等は、他の団体又は企業等から助成金等の授与を受けていないものとする。

(1) テーマ設定型

安全センターがあらかじめ設定したテーマについて研究等を行うもので、実用化を目標とするもの。

(2) テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる設備・機器等を開発するもので、実用化できるもの。

2 研究等の期間は、次に掲げる区分によるものとする。

(1) 1年間

(2) 2年間

3 助成金の額は、年度ごとに次に掲げる範囲以内とする。

(1) テーマ設定型は、1,200万円

(2) テーマ自由型は、800万円

(応募手続)

第4条 安全センターは、安全センターのホームページ及び安全センターが発行する「月刊フェスク」に消防防災研究助成金交付事業応募要領を公表する。

2 消防防災研究助成金交付事業応募要領は、安全センター理事長が別に定める。

3 助成金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、消防防災研究助成申請書（別記様式第1号、以下「申請書」という。）に、研究等に係る目的、概要及び必要な事項を記載し、関係する図書を添付して、別に定める期日までに安全センター理事長に申請するものとする。

(交付対象事業の決定)

第5条 安全センター理事長は、申請のあった研究等（以下、「申請研究等」という。）について、申請書及び添付された関係図書等の内容について事前確認を行い、本事業の目的、交付対象の要件等を満たすものを次条に定める審査委員会に付託するものとする。

- 2 安全センター理事長は、申請研究等のうち、本事業の目的に該当し、優秀なものを交付対象事業として決定するものとする。
- 3 安全センター理事長は、次条に定める審査委員会の審査結果を踏まえ、前項の決定を行うものとする。
- 4 安全センター理事長は、研究等が2か年度にわたるものについては、第9条第2項に定める年度ごとの審査により、交付対象事業の継続を決定するものとする。

#### (審査委員会)

第6条 安全センター理事長は、申請研究等を審査するために、安全センターに審査委員会を置く。

- 2 審査委員会の委員は、消防防災に関する学識経験を有する者、消防行政に精通した者、消防防災用設備等に精通した者から安全センター理事長が委嘱した者及び安全センター理事長が指名した安全センターの役職員とする。
- 3 前項の委員は、法人で構成されている団体の関係者を除くものとする。
- 4 委員の任期は2年間とし、補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残期間とする。
- 5 審査委員会に委員の互選により委員長1名を置き、委員長は必要に応じて審査委員会を開催し統括する。ただし、委員長及び次項に定める副委員長がともにないときは、安全センター理事長が委員会を開催し、委員長の互選を行った後、委員長が委員会を統括する。
- 6 審査委員会に委員長が指名する副委員長1名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 7 委員は、安全センター理事長と守秘義務契約を締結するものとする。
- 8 安全センター理事長は、審査委員会の審査に当たり必要に応じて特定の専門分野の知識経験を有する者を特別委員に委嘱することができる。

#### (審査委員会の運営)

第7条 審査委員会は委員の2分の1以上の出席により成立する。

- 2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した者については、出席したものとみなす。
- 3 委員長（第6条第5項ただし書きに定めるときは安全センター理事長）は、やむを得ない理由により必要があると認めるときは、第1項にかかわらず、招集に代えて書面その他の方法により委員会を開催することができる。
- 4 委員長は、安全センター理事長に対し、審査結果を報告するものとする。

#### (審査基準)

第8条 審査委員会に付託された申請研究等の審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) テーマ設定型における申請研究等は、設定されたテーマに該当するものになっており、かつ、消防防災用設備等の技術向上・普及に資するものであること。
- (2) 研究等の実施計画は、具体的かつ明確に設定され、かつ適切であること。
- (3) 申請者は研究等を的確に遂行するに足る技術的能力を有し、その手法は目的を達成するために効率的であること。
- (4) 申請者は研究体制（研究資金・実施者・研究場所及び設備の確保、スケジュール等管理体制、連携体制等）が適切であり、研究に係る経理、その他の必要な事務について適正な管理体制及び十分な処理能力を有していること。

(審査方法及び審査項目)

第9条 審査委員会における審査方法及び審査項目は、次に掲げるものとする。

(1) 審査方法は、申請書類及びプレゼンテーション等によるものとする。

(2) 審査は、次に掲げる審査項目について採点し行うものとする。

- ア 目的の適合性及び計画の具体性
- イ 新規性及び設置された場合の効果
- ウ 普及の可能性
- エ 研究開発手法の効率性
- オ 研究体制及び管理体制

(3) 前号の採点方法については、安全センター理事長が別に定める。

2 研究等が2か年度にわたる場合は、年度ごとに審査を受けるものとする。

(交付決定の通知)

第10条 安全センター理事長は、交付対象事業及び助成額を決定した際は、申請者に対し速やかに受諾意思を確認の上、消防防災研究助成交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 交付対象事業として決定された研究等及び交付対象者は、安全センターのホームページ及び月刊フェスクに公表するものとする。

(助成金の交付申請)

第11条 前条の規定に基づき決定された助成金の交付対象者(以下「助成事業者」と

いう。)は、消防防災研究助成金交付申請書(別記様式第3号、以下「交付申請書」という。)を別に定める期日までに安全センター理事長に提出するものとする。

2 助成金は、交付決定時に決定額の2分の1を交付し、第13条第1項に定める研究実施結果報告書(別記様式第4号、以下「実施結果報告書」という。)が提出され、申請研究等が適正に実施されたと認められたときに決定額の2分の1を交付するものとする。

(研究等の変更又は研究等の中止)

第12条 助成事業者が、交付対象事業に関し重要な変更をしようとするとき、又は研究等を中止しようとするときは、その旨を安全センター理事長にあらかじめ報告し、その承認を得なければならない。

(研究結果等の報告)

第13条 助成事業者は、実施結果報告書に研究結果又は研究成果、収支に関する書類等の関係する図書を添付して安全センター理事長へ報告しなければならない。

2 助成対象経費のうち、支出額が10万円を超える物品購入等については、原則として領収書(領収書が発行されない内容の場合は請求書等)を添付するものとする。

3 助成事業者は、安全センター理事長から求められたときは、審査委員会で報告を行わなければならない。

4 助成事業者は、研究結果等の全部又は一部について、月刊フェスクに発表をしなければならない。

5 助成事業者は、安全センター理事長から求められたときは、研究等の途中においても随時、状況報告(会計も含む)を行わなければならない。

(研究等の発表)

第 14 条 助成事業者が研究等の結果又は成果を発表する場合は、当該研究が安全センターから助成金の交付を受けて行ったものである旨を明らかにしなければならない。

2 助成事業者が研究等の結果又は成果を刊行物に掲載した場合は、その写しを添付して、安全センター理事長に報告しなければならない。

(その他の義務)

第 15 条 助成事業者は、研究等の結果又は成果を挙げるように最大の努力を払わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 安全センター理事長は、助成事業者が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の取消し、又は助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 助成事業者から研究等を中止したい旨の申し出があったとき。
- (2) 助成対象経費が助成額を下まわったとき。
- (3) 本要綱に違反があったと認められるとき。
- (4) その他助成事業者としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他特別な事情があるとき。

(知的財産権の帰属)

第 17 条 交付対象事業により得られた特許、実用新案権及び意匠権等（以下「特許等」という。）は、特に定めのない限り助成事業者に帰属するものとする。

2 助成事業者は、交付対象事業により得られる特許等の取得又は譲渡する場合は、安全センター理事長にあらかじめ報告するものとする。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付手続きに関し必要な事項は、安全センター理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 14 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

別記様式第1号

消 防 防 災 研 究 助 成 申 請 書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター  
理事長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人の場合は名称

及び代表者氏名)

㊞

電話番号

消防防災に関する研究事業について助成を受けたいので、消防防災研究助成金交付要綱第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

<input type="checkbox"/> 研究テーマ設定型 <input type="checkbox"/> 研究テーマ自由型	
研究事業の目的 (概 要)	
助成金交付申請額	年度分 総額 ¥ ( ¥ )
研究事業の実施計画 (概 要)	
研究事業の開始 及び終了予定年月日	年 月 日 から 年 月 日
連 絡 先	・ 役職 ・ 氏名 ・ 住所 ・ TEL ・ E-mail

備考1 申請書には、申請者が所属する法人等の組織表、代表者名、沿革、経理体制、研究体制（資金計画、実施者名・研究担当者の経歴・関係する研究等の実績、研究場所及び設備の確保）、スケジュール等管理体制、連携体制を記載した研究事業の実施計画書を添付して下さい。

2 助成申請額の欄の（ ）は、当該研究等に要する予定総額を記入して下さい。

3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

消防防災研究助成交付決定通知書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人の場合は名称  
及び代表者氏名)

一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長

印

消防防災研究助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記の研究等について助成金の交付が決定したので通知します。

記

助 成 金 額	¥
助成金交付対象事業 <input type="checkbox"/> 研究テーマ設定型 <input type="checkbox"/> 研究テーマ自由型	
備 考	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号

消防防災研究助成金交付申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター  
理事長 殿

助成事業者  
住 所  
氏 名  
(法人の場合は名称  
及び代表者氏名)

㊞

電話番号

消防防災に関する研究事業について助成金の交付を受けたいので、消防防災研究助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	¥
助成金交付対象事業 <input type="checkbox"/> 研究テーマ設定型 <input type="checkbox"/> 研究テーマ自由型	
振込先の 銀行口座	銀行 支店 種別 口座番号 名義
連絡先	・ 役職 ・ 氏名 ・ 住所 ・ TEL ・ E-mail

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

研究実施結果報告書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター  
理事長 殿

助成事業者

住 所

氏 名

(法人の場合は名称  
及び代表者氏名)

㊞

電話番号

消防防災研究助成金交付要綱第13条の規定に基づき下記の研究等に関し、実施状況を別添  
のとおり報告いたします。

記

助成金交付対象事業

- 研究テーマ設定型 :
- 研究テーマ自由型 :

(別 添)

- 1 研究等の目的
- 2 研究等の推進方法
- 3 研究等から得た結果
- 4 研究等の期間
- 5 収支に関する書類

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。